

令和6年第1回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（2月21日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目1 ヤングケアラー支援について ヤングケアラーに対する支援策の構築について

意見概要		提言の方向性	
①	ヤングケアラー啓発動画及びチラシについては、実態調査の結果を踏まえ、関係機関等の職員に対しても届くように周知を図るべき。（実正委員）	1	【周知・啓発のあり方】 ヤングケアラーの周知・啓発においては、啓発動画やチラシに子どもの権利の内容をわかりやすく掲載するとともに、実態調査の結果を踏まえ、関係機関等の職員に対し、広く周知することが重要である。また、元ヤングケアラーをスピーカーとして招聘する場合は、区民が参加できる機会を設けるべきである。
②	子どもの権利に対する理解を深めるためには、区の広報物等でわかりやすく内容を掲載すべき。（五十嵐委員）		
③	ヤングケアラーに対する理解を深めるためには、研修のみではなく、一般の方にも、元ヤングケアラーの方による話を聴く機会を設けるべき。（五十嵐委員）		
④	ヤングケアラー支援においては、日頃の見守り体制や信頼関係の構築等が重要であり、地域包括の視点で、あらゆる事案が発生する前に、気づき、対応すべき。（元山委員）	2	【当事者視点による支援策の構築】 重大な事案が発生する前に気づき、対応するためには、日常の見守り体制や当事者との丁寧かつ長期的な信頼関係の構築が求められる。また、支援策の構築にあたっては、兄弟のお世話などといった、一人ひとりのニーズを把握した上でアセスメントを行い、本人の意向に沿った支援策の提示と自己肯定感の向上につながる支援が重要である。
⑤	当事者に対しては、丁寧かつ長期的に関わり、エンパワーメントにつながる支援を実施すべき。（一島委員）		
⑥	ヤングケアラー支援においては、日常的な炊事や兄弟のお世話等の直接的な支援策を強化すべき。（小柳委員）		
⑦	ヤングケアラー支援においては、一人ひとりのニーズを把握した上でアセスメントを行い、必要としている支援内容を的確に捉えるべき。（五十嵐委員）		
⑧	ヤングケアラー支援においては、本人の意向に沿った選択ができるように支援メニューを提示すべき。（一島委員）		
⑨	ヤングケアラー・アドバイザーについては、単年度契約ではなく、専門性のある方の長期的な雇用を検討すべき。（いわい委員・大森委員・井上委員）	3	【専門職の雇用形態・委託期間の見直し】 ヤングケアラー・アドバイザーをはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった、子どもの相談に携わる専門職は、当事者や地域との信頼関係を構築していく必要があるため、単年度ではなく、長期的な雇用を見据えた環境整備や委託期間の見直しを検討するべきである。
⑩	子どもの相談機能に係る業務については、改めて洗い出し、単年度契約ではなく長期的な視点で支援を行える仕組みを検討すべき。（いわい委員）		
⑪	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、当事者との信頼関係の構築等の観点から、期限付任用ではなく正規職員の採用を検討すべき。（五十嵐委員）		
⑫	スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカー支援員については、地域や関係機関との関係を築いていく必要があるため、長期的に働いてもらえるための環境整備を行うべき。（井上委員）		

意見概要		提言の方向性	
⑬	ヤングケアラー・アドバイザーは、集約した個別ケースの確認を行い、定期的なモニタリングと支援計画に対する助言を行うべき。(井上委員)	4	【ヤングケアラー・アドバイザーの活用】 ヤングケアラー・アドバイザーは、集約した個別ケースの確認と定期的なモニタリングを行い、ケース会議において情報の共有を図るとともに、支援計画に対する助言を行うべきである。また、保健師等の専門職に対し、助言を行うことで、ヤングケアラー・コーディネーターとして育成していくことが求められる。
⑭	ヤングケアラー・アドバイザーは、ケース会議における現場の状況の共有や組織横断的な役割を担うべき。(実正委員)		
⑮	ヤングケアラー・アドバイザーは、保健師等の専門職に対し、助言を行うことにより、コーディネーターの育成を図るべき。(さかまき委員)		
⑯	ヤングケアラー支援においては、庁内連携だけでなく、東京都や警察との連携が重要であるため、ケース会議への参加を検討すべき。(長瀬委員)	5	【庁内外の連携強化】 ヤングケアラー支援においては、庁内連携にとどまらず、東京都や警察との連携が求められる。連携体制の構築に向けては、ヤングケアラー・アドバイザーと協議の上、ケース会議のあり方等を検討すべきである。
⑰	高校を管轄する東京都との連携体制については、ヤングケアラー・アドバイザーと話し合いながら検討し、多様な支援につなげていくべき。(中村委員)		